

2018年3月20日

平成27年（行ウ）第4号

石木ダム建設計画事業認定取消請求事件

原告 岩下和雄 外108名

被告 国

原告ら代理人

弁護士 板井 優

意見陳述書

1 まず最初に、本日に至るまで本件を真剣に御審理頂いた裁判長および裁判官各位に対し、心から敬意を表し、かつ御礼を申し述べたいと思います

いうまでもなく、本件は起業者としての長崎県が治水目的を、同じく起業者としての佐世保市が上水道用水の確保という利水目的を負って本件石木ダム建設事業計画を立て、これを国土交通省の九州地方整備局がその事業を認定し、二つの地方自治体による収用裁決申請を待って長崎県の土地収用委員会がこれを裁決したことを受けて強制的に石木ダムの建設を強行しようとする事例であります。

御承知のように約50年前から川棚川の支流に過ぎない石木川にダムを造る計画があり、水没予定地の住民たちの激しい反発と闘いを招いてきました。そして、現在に至るも13世帯の約60人の人々が水没予定地にて生業（なりわい）を営み生計を立てて来ています。これらの人々は、先祖から守り継がれ、語り伝えられてきた生活を維持しこれを子孫に伝えようとするわが国では外に例を見ないほどの敬虔な人々であります。

率直に言って、法治国家のわが国あっては、この裁判所以外に水没予定地に住む13世帯の住民たちを助けることは出来ません。裁判所におかれてはこのことを十分にご理解いただき公正な判決をなさるよう心より願うものです。

2 次に治水と利水という二つのダムを造る目的についての疑問を、この際申し上げておきます。細かいことは、相代理人が、それぞれに立場からそれぞれ根拠を上げて指摘している通りです。詳しいことは、その指摘をきっちり受け止めて頂ければ幸いです。

まず、治水について申し上げます。治水とは簡単に言うと大雨が降っても河川が氾濫して洪水が起きないようにすることです。長崎県は戦後降った大雨に川棚川が耐えられるように河川改修をして参りました。少なくとも、その結果従来の降雨では洪水は起きないということを長崎県は認めています。しかし、雨の降り方を「理論的」に検討してみると100年に一度の洪水に対処で

きないということを持ちだし、そのためにはダムとセットでなければ治水安全度は確保できないと言います。ここで持ち出している治水安全度というのはダムによる治水安全度のことです。

これは、二つの点で問題があります。一つは、現実には雨が降った事実を問題にせず観念的な雨の降り方を問題にしている事であり、もう一つはダムがなければ治水安全度は維持できないという考えであります。このダムと河川とのセット論は国交省の謳い文句ですらあります。

次に、利水目的について述べます。最大の矛盾は、一方で人口が大幅に減るのに、他方で水需要が大幅に増えるという考えです。これは明らかに両立しません。ちなみに、この国の人口が 2060 年に 1 億人を大きく割り約 8674 万人になるのが当然の前提にされ、消えゆく地方自治体が出てくるという報道が大きくなされています。要するに、水需要も大きく減少するのです。そこで、その矛盾を解消するために、様々なテクニックを用いて水需要が増えるという小理屈を作り出しているのです。そのために、佐世保市の水道代が大幅に値上がりします。

この二つの目的の根底には、「始めにダムありき」という言葉が潜んでいます。では、どうして 50 年以上の前のダムづくりを現在に至るまで推進しようとしているのでしょうか。

その昔、現在の九州地方整備局が九州地方建設局（九地建）と言われていた当時、談合でダム建設を請け負った業者が九州地方建設局長のところに行くとき銀行からお金を貸してくれる書類に職印をついたという週刊誌の報道がなされていました。この報道の通りですと、借りた金を返さざるを得ませんので半世紀以上前のダム計画がまかり通ることになります。

3 では、こうしたダムはどうなるのでしょうか。

中部地方の岐阜県揖斐郡の揖斐川水系に徳山ダムという有名なダムがあります。ダムは出来ましたが、付近の自治体が水を買ってくれないのです。水需要が少なくなったというのがその理由です。その結果、全く無駄なダムが出来上がりました。

しかし、本件と徳山ダムとは決定的な違いがあります。徳山ダムでは周辺の自治体はいわゆるダムの水の「顧客」でしたが、石木ダムの利水問題では、佐世保市は顧客ではなく、「起業者」なのです。ここでは、徳山ダムのような顧客の水需要を予測するのは難しいという論理は成立しません。

2015 年 5 月、水防法という法律が改正されました。この改正法に基づき、熊本の球磨川水系の下流にある八代市で大変な水害が起こるというハザードマップが公表されました。

国交省八代河川道路事務所長は「従前は河川整備の目標とする『計画規模』

の雨量を前提に指定しましたが、新たに『想定し得る最大規模』の雨量を前提にしたものを公表することとなった」として、指定・公表したとしています。これは 1000 年に一回と言われる大洪水のシュミレーションを八代市などに当てはめ甚大な被害が出ると公表したものです。このシュミレーションでは 5m 以上も浸水するとした区域もありました。

ある方が、九地整の八代工事事務所にこれは何かと尋ねました。すると、1000 年に一度の大雨による洪水の結果であると答えたというのです。80 年に一回の大雨に耐える治水安全度を目指して川辺川ダムを造るとというのが国交省の方針でした。水防法が改正されたのは、関東平野の鬼怒川という川が上流にいくつものダムがあるのに大洪水が起こったからでした。ダムは事前に想定された大雨には治水安全度が確保されます。しかし、想定外の大雨には対応できません。ここから防災安全度という考えが出てきました。

要するに、今や想定外の大雨に対するダムの治水安全度を前提にした安全神話は全く崩壊したのです。

- 4 裁判長。ダムというのは治水目的だけで分かりやすく言いうと、山間部に出来た人工の遊水地ということが出来ます。普段はダムをカラにして雨が溜まりやすいようにします。しかし、これに利水目的などを加え特定多目的ダムにすると利水目的のためには普段から水を貯めるようにします。しかし、いつどのような雨が降るかは誰にもわかりません。したがって、この二つの目的はまさに矛盾いたします。またダムは、いつも山間部に作るのではなく、人々が暮らす里にも造られます。山間部と違い里に出来るダムは自然環境や人間の生業をより大きく破壊します。

事実石木ダム建設事業計画では、ダムは一旦できると様々な魚介類の住む自然環境を壊し、ホタルなどの生息も拒否します。またそこに住む住民たちの生業も奪ってしまいます。

今、石木川の自然を守れという長崎県内の世論が大きく広がっています。特に、川棚町では毎月 1 回各地区で学習会をして、最近では 1000 人弱の映画会も行われました。

また、はるか遠いアメリカに本社を置くアウトドア商品を扱う「パタゴニア」という会社の日本支社もこの運動に深い理解を示しています。この中で、石木ダムに反対する住民の意思を表すアンケート（対象県民 2500 人中 79.3%がダムの必要性に対する県の説明が「不十分」と回答）の結果を公表しています。

- 5 以上、いろいろと本件石木ダム建設計画事業認定の問題点について申し上げました。しかし、私たちは、ダム一般について建設反対を申し上げているわけではありません。

かように問題点が多い石木ダム建設計画の事業認定は取り消されるべきで

あり、行政の行き過ぎを規制することが司法である裁判所のやるべきことだ
と思うからです。

かつて、水俣病問題の解決のためにご尽力された故原田正純医師は「水俣病
を見たものの責任」ということを私たちに訴えました。

この裁判所が取り消し判決をだして頂ければ、私達が石木ダム建設計画事
業を直ちに無いものとするよう力一杯努力いたします。それが、判決を出して
頂いた裁判所の努力に報いる道であり、この事件に関与した者としての責任
だと思うからです。

以上で、私の意見陳述を終わりたいと思います。